

議員提出議案

(12月4日提出)

発議第1号 後期高齢者医療制度等の中止・撤回を求める意見書案(12月4日否決・賛成少数)

[賛成:新政、共産、社農、県民 / 反対:自民、公健、大心、林檎、無]

発議第2号 道路特定財源の確保を求める意見書案(12月4日原案可決・賛成多数)

[賛成:自民、新政、公健、大心、林檎、無 / 反対:共産、社農、県民]

(12月13日提出)

発議第3号 青森県中小企業振興基本条例案(12月13日原案可決・満場一致)

発議第4号 青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例案

(12月13日原案可決・満場一致)

発議第5号 並行在来線「青い森鉄道線」の維持・存続に向けての意見書案

(12月13日原案可決・満場一致)

発議第6号 地方議会議員の位置付けの明確化に関する意見書案

(12月13日原案可決・満場一致)

発議第7号 農林漁業用燃油価格の高騰対策を求める意見書案(12月13日原案可決・満場一致)

発議第8号 メディカルコントロール体制の充実を求める意見書案

(12月13日原案可決・満場一致)

議案の賛否状況において略記した会派の名称は次のとおりです。

自民 = 自由民主党 新政 = 新政会 公健 = 公明・健政会 共産 = 日本共産党

社農 = 社民・農県民連合 県民 = 県民クラブ 大心 = 大心会 林檎 = クラブ林檎

無 = 無所属

後期高齢者医療制度等の中止・撤回を求める意見書案

(発議第 1 号・否決)

来年 4 月実施予定の後期高齢者医療制度の内容が明らかになるに従い、保険料負担額、保険料滞納者への資格証明書の発行、別だて診療報酬の導入計画など、様々な問題への不安と批判が強まっています。

しかも、保険料額は 2 年ごとに改定され、医療受給者の増加や後期高齢者の人口増により、自動的に引き上げられる仕組みとなっていることを考えれば、制度スタート時に保険料を低く抑えた地域も将来の引き上げは必至と見なければなりません。

後期高齢者医療制度は、高齢者への新たな負担増や制裁措置の実施、差別的な診療の計画など問題の多い制度といわざるを得ません。

高齢者の医療制度は「その心身の特性や生活実態等」を踏まえ、後期高齢者の健康と生命力を守りうるものでなければなりません。

当県議会として、上記の理由等から制度の中止・撤回を強く求めるとともに、70～74歳の窓口負担の引き上げ(1割 2割)中止と、65歳以上からの国保税(料)の天引きを中止することを要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月4日

青 森 県 議 会

道路特定財源の確保を求める意見書案

(発議第 2 号・原案可決)

道路特定財源の暫定税率は、平成19年度末で期限切れとなり、その延長には国会での法改正が必要である。

この法改正が今年度内に仮に成立しなければ、県や市町村に配分されている道路特定財源が、県の試算（平成16年度決算）では、県が111億円減（238億円 127億円）、市町村が47億円減（101億円 54億円）とほぼ半減することになる。

本県のような財政力の弱い地方にとって、このような歳入（道路特定財源）の激減は、死活問題になりかねない。

また、除雪などの県民生活に直結する対策も、これまでの水準を維持できない恐れもあり、県民の日常生活や社会経済活動にも多大な影響を及ぼすことは確実である。

これまでも厳しい財政状況の中で、道路事業に一般財源も投入しており、さらに増大することにより、今でも苦しい県や市町村の財政をさらに悪化させる大きな要因となることが懸念される。

国土交通省は、今年11月13日に「道路の中期計画（素案）」を発表し、今後10年間で68兆円以上の道路事業費が必要であることが示されたところであり、この計画を着実に推進するためにも道路財源の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、本県等の実情を十分認識され、次の事項を確実に実現されるよう強く要望する。

- 1 道路特定財源の暫定税率については、様々な混乱を避けるために、平成19年度末までに、確実に延長し、その全額を道路整備に充当すること。
- 2 「道路の中期計画」が着実に実施されるよう、必要な道路財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月4日

青 森 県 議 会

青森県中小企業振興基本条例案

(発議第 3 号・原案可決)

青森県の中小企業は、これまで、生産、流通など本県の経済活動の全般にわたって重要な役割を果たすとともに、地域の経済と雇用を支え、本県の発展と県民生活の向上をもたらしてきた。

しかし、近年、経済活動の国際化、消費者の需要の多様化、急速な少子高齢化、環境面での規制の強化、情報技術の急激な発展等により、本県の中小企業は、事業活動の再検討や事業の方向転換の必要に迫られるなど極めて厳しい経営環境に置かれ、活力の低下が懸念される。

このような状況の下、二十一世紀の中で確かな未来を拓く自主自立の青森県をつくり育てるためには、個々の中小企業者の自主的な努力が求められるとともに、厳しい経営環境を乗り越えようと果敢に挑戦する意欲あふれる中小企業者が育ち、持続的に発展していけるよう社会全体で支援していくことが必要である。

ここに、中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、県を挙げて中小企業の振興を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、本県の経済における中小企業の役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県の経済の健全な発展、本県における雇用の場の創出及び県民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(中小企業者の範囲)

第二条 この条例において「中小企業者」とは、おおむね中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第一項各号に掲げる者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第三条 中小企業の振興は、中小企業者の自主的な努力と創意工夫を尊重して推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、豊富な人材、多様な技術、豊かな自然その他の県内各地域が有する資源の持続的な活用を図ることにより推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める中小企業の振興についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する総合的かつ戦略的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、大学等、金融機関、中小企業に関する団体その他の関係機関との連携に努めるものとする。

3 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適切な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第五条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的にその経営の向上に努めなければならない。

- 2 中小企業者は、雇用の促進、その事業活動を担う人材の育成、福利厚生の充実その他雇用環境の整備に努めなければならない。
- 3 中小企業者は、その事業活動を通じて、地域社会への貢献に努めなければならない。

(県民の理解及び協力)

第六条 県民は、中小企業の振興が本県の経済の健全な発展、本県における雇用の場の創出及び県民生活の安定向上に寄与することを理解するとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本方針)

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。

- 一 中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- 二 中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- 三 効果的な融資制度の充実等により中小企業に対する資金の供給の円滑化を図ること。
- 四 中小企業の創業及び新たな事業の創出の促進を図ること。
- 五 中小企業が行う技術開発、新製品の開発及び新たな事業の分野への進出の推進を図ること。
- 六 中小企業の受注の能力の向上及び受注の機会の増大を図ること。
- 七 中小企業の販路の開拓の推進を図ること。
- 八 中小企業の国際的視点に立った事業展開の推進を図ること。

(市町村への支援)

第八条 県は、市町村が中小企業の振興に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第九条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第十条 知事は、毎年、議会に、第七条に定める基本方針に基づいて実施した施策のうち主なものに関する報告を提出しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びに
その支給条例の一部を改正する条例案

(発議第 4 号 ・ 原案可決)

青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例 (昭和二十五年七月青森県条例第四十六号) の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条 議員の報酬は、その資格取得の日から支給する。

- 2 議員がその職を失つたときは、その日まで報酬を支給する。ただし、死亡したときは、その月まで報酬を支給する。
- 3 議員が議長又は副議長の職に就いたときは、その日から議長又は副議長の報酬を支給し、議長又は副議長がこれらの職を失つたときは、その日から議員の報酬を支給する。ただし、議長又は副議長が死亡したときは、その月まで議長又は副議長の報酬を支給する。
- 4 前三項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。

第四条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

並行在来線「青い森鉄道線」の維持・存続に向けての意見書案

(発議第 5 号・原案可決)

東北新幹線新青森駅開業と同時に、現在の東北線八戸・青森間が並行在来線として J R 東日本から経営分離され、県と沿線自治体を始めとする地域が主体となって「青い森鉄道線」としてその後の運営を担うこととなるが、将来需要予測からも本県の並行在来線区間は収益が見込めず、青森開業後もその経営が厳しくなることは必至である。

また、現在の地方自治体を取り巻く行財政環境は極めて厳しい状況にあり、各自治体とも懸命な行財政改革を進めているが、さらなる地方交付税の削減により、地方の努力も限界に達している。

このように、本県が並行在来線の経営分離に同意した当時に比べ、自治体を取り巻く行財政環境は激変している。こうした状況の中、現在のスキームの下で、並行在来線の経営分離を進めていくことはもはや困難であり、このままでは、都市と地方との格差がますます拡大する一方である。

よって、国におかれては、今一度、現在の整備スキーム、とりわけ並行在来線について再検討の上、その見直しを行うよう強く求めるものである。その見直しに当たっては、次の事項を強く要請する。

記

- 1 . 本県のように収益の見込めない並行在来線区間については、経営分離により J R から譲渡される鉄道資産について、無償譲渡とされるようルール化すること。
- 2 . J R 貨物の走行のため県民が過大な負担をすることのないよう、膨大な貨物列車が走行している実態を踏まえた線路使用料制度の見直しを行い、貨物線路使用料の大幅な増額を図ること。
- 3 . 国家物流の大動脈である貨物輸送路と生活路線としての並行在来線を維持するために、新たな助成制度を創設すること。
- 4 . 第 3 種鉄道事業者である青森県が補助対象となるよう、災害復旧事業費補助金等の現行補助制度の対象事業者及び対象事業を拡大すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 12 月 13 日

青 森 県 議 会

地方議会議員の位置付けの明確化に関する意見書案

(発議第 6 号・原案可決)

地方議会議員の活動は、単に本会議などの会議に出席し、議案の審議などを行うだけでなく、当該地方公共団体の事務に関し調査研究するための活動や、住民代表として住民意思を把握するための活動などいわゆる議員活動があり、とりわけ都道府県議会議員は、活動区域が広域であることや審議事項が広範多岐にわたることから、その職務は、常勤化、専門化している。

また、地方分権時代において議会に期待されている利害調整機能、政策形成機能及び監視機能を十分に発揮するためには、議会改革や政策立案など今まで以上に積極的に議員活動を展開していく必要がある。

しかしながら、現在、地方議会議員の職務や位置付けは法的に明確にされておらず、議員活動は一般的に議員の職務として認知されていない実態にある。このことが議員の活動に対する期待や評価において議員と住民との意識の乖離を生み出し、さまざまな問題の原因となっており、早急な対応が必要となっている。

については、住民代表として政治にかかわる地方議会議員の職責又は職務を法律上明確に定義し、それら職務等を遂行するために必要な経費を受けることができるようにするなど、地方分権時代にふさわしい議員活動を保障するため所要の措置を講ずる必要があるが、当面、地方自治法について、以下のような改正を行われたい。

- 1 地方議会議員の職責又は職務を明確にするため、地方自治法に新たに、例えば「議会の議員は、議会の権能と責務を認識し、その議会の会議に出席し議案の審議等を行うほか、当該普通地方公共団体の事務に関する調査研究及び住民意思の把握等のための諸活動を行い、その職務の遂行に努めなければならない。」旨の規定を設けること。
- 2 地方自治法第203条から議会の議員に関する規定を他の非常勤職と分離し、独立の条文として規定するとともに、議会の議員、とりわけ都道府県議会議員の議員活動の実態に対応し、職務遂行の対価について、単なる役務の提供に対する対価ではなく、広範な職務遂行に対する補償をあらわす名称とするため、「報酬」を「歳費」に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月13日

青 森 県 議 会

農林漁業用燃油価格の高騰対策を求める意見書案

(発議第 7 号・原案可決)

本県の農林水産業は、国内有数の食料供給県として、加工製造業、運送業、資材業、冷凍・冷蔵業、小売業など関連産業とも強く結びつきながら、国内における農林水産物の安定供給に大きな役割を果たしてきた。

しかし、農林水産物価格の低迷が続き、農林漁業者の懸命なコスト削減努力にもかかわらず経営が好転する兆しがなく、最近の原油価格の急激な高騰に伴う農林漁業用燃油価格の急騰は、逼迫した経営にさらに追い打ちをかけ、このまま放置すれば本県の農林水産業に深刻な影響を与えることが懸念される。

農林水産業、特に燃油消費量の多い遠洋・沖合漁業や施設ハウスを利用する冬の農業においては自助努力の限界を超えている。

よって、国においては、本県の農林漁業者が燃油価格高騰により直面している危機的状況乗り越えられるよう、燃油価格の低減対策を講ずることを要望する。また、環境への負荷軽減及び燃油使用量を抑制する観点から、漁船用省エネルギー・エンジンの技術開発や省エネルギーモデルハウスの実用化など、省エネルギー化に国が主体となって早急に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月13日

青 森 県 議 会

メディカルコントロール体制の充実を求める意見書案

(発議第 8 号・原案可決)

外傷や脳卒中、急性心筋こうそく等の救急治療を要する傷病者に対する救急出動件数（平成18年）は、523万件余に上ります。この救急・救助の主體的役割を担う人材が救急医および救急救命士等であり、一刻を争う救命処置とともに高い専門性が求められることから、救急隊員が行う応急処置の質を医学的観点から保証する、いわゆるメディカルコントロール（MC）体制の充実、特に医師による直接の指示・助言（オンラインMC）体制の整備が求められています。

しかし、各都道府県の下、各地域に設置されているメディカルコントロール協議会では、救急救命士等が実施する応急手当・救急救命処置や搬送手段の選定等について、医師の指示・助言、事後検証ならびに教育体制の整備等の手順及び活動基準のマニュアル化が十分になされていない地域も存在することから、早急に住民の目線からのMC体制づくりを推進すべきであります。

今年5月に全国のMC協議会の質の向上を目的として「全国メディカルコントロール協議会連絡会」が発足しました。国として各地域の現場の声を集約する環境が整ったことから、地域のMCにおける課題や先進事例等について、しっかりと意見交換をした上で、速やかに情報をフィードバックしていくシステムを構築すべきであります。このような対応を進めることにより、救急治療を要する傷病者に対して、救急隊員による適切な応急処置と迅速、的確な救急搬送が行われるようMC体制の充実を図るべきであります。

以上のことから、下記の項目について国は早急を実施するよう、強く要望いたします。

- 一、全国メディカルコントロール協議会連絡会を定期開催し、各都道府県メディカルコントロール協議会との連携強化を図ること
- 一、メディカルコントロール協議会を充実させる為の財政措置の増大を図ること
- 一、オンラインメディカルコントロール体制の充実・強化を図ること
- 一、救急救命士の病院実習や再教育の充実・強化を図ること
- 一、救急活動の効果実証や症例検討会の実施を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年12月13日

青 森 県 議 会